平成２５年（フ）第１７号
京都府宇治市羽拍子町47番地の95
債務者　津嘉山明日香
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２４号
京都市伏見区石田森南町34番地　醍醐石田団地24―202
債務者　樋口　悦子
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４７号
京都市伏見区醍醐構口町23番地　マンションＦ・Ｄ・Ｋ303、前住所京都市南区吉祥院石原町51番地６
債務者　藤田　智美
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４８号
京都市伏見区醍醐構口町23番地　マンションＦ・Ｄ・Ｋ303、前住所京都市南区吉祥院石原町51番地６
債務者　藤田　　豊
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７０号
京都府宇治市槇島町落合94番地の１　アルモード宇治北402号
債務者　藤本　善和
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７８号
京都府京田辺市大住仲ノ谷14―１　洛南寮、住民票上の住所京都市北区西賀茂水垣町74番地　ハイツ水垣６号
債務者　水谷　悟子
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４６９号
奈良県天理市別所町545番地
債務者　今井さつき（旧姓三谷）
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４７６号
奈良市古市町1719番地の５　ディアーレコートブキＢ―101号
債務者　川中　涼太
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４８３号
奈良市疋田町３丁目３番13号
債務者　旅のやど民宿野田屋こと　野田　光雄
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４９９号
奈良県生駒市さつき台１丁目503番地34
債務者　畑中美佐枝
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第５１２号
奈良市大安寺６丁目17番11―502号
債務者　細井　真奈
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１７３号
鳥取県岩美郡岩美町大字岩井456番地
債務者　嶋本　幸子
1　決定年月日時　平成25年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６４号
鳥取県米子市石井1119番地４
債務者　冨田　公平
1　決定年月日時　平成25年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１６５号
鳥取県米子市石井1119番地４
債務者　冨田真奈美
1　決定年月日時　平成25年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第６号
広島県尾道市西土堂町４番12号　高世アパート２Ｆ
債務者　川口　　尚
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第９号
広島県尾道市久保町2099番地　鉄谷アパート２号棟東
債務者　細谷　博美
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第４４８号
愛媛県松山市余戸東５丁目１番７号　Ｒ３マンション203号
債務者　中屋　洋子
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
松山地方裁判所民事部